

○筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱

平成24年11月12日
要綱第32号

（目的）

第1条 この要綱は、本市において雨水貯留タンクを設置するものに対して補助金を交付することにより、雨水の流出抑制及び有効利用に寄与し、水害防除及び水循環に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、「雨水貯留タンク」とは、建物の屋根に降った雨水を一時的に貯留し、河川又は水路等への流出を抑制するとともに庭木等への散水用水として活用できる施設をいう。

（施設の基準）

第3条 この要綱の規定による補助の対象となる雨水貯留タンクは、雨水を貯留するために作られ一般に販売されている既製品とし、次に掲げる基準全てに適合するものでなければならない。

- (1) 直接雨樋から接続し、耐久性のあるもの
- (2) 蓋付きで、雨水以外のものを流入させないもの

（補助金の交付対象者及び要件）

第4条 補助金の交付対象者は、雨水貯留タンクを設置する建物の所有者又は使用者（国、地方公共団体、特殊法人又はこれらに準ずる団体を除く。）とし、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

- (1) 市税の滞納をしていないこと。
- (2) 下水道使用料及び受益者負担金の滞納をしていないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員が役員となっているもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているもの

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結しているもの

オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与しているもの

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有しているもの

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、雨水貯留タンクの購入価格（製品本体価格と附属品の価格の合計額とし、消費税を含む。設置費及び配送費は除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、1回の申請で30,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助の対象となる雨水貯留タンクの申請は、1家屋につき1回とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事前に市長と協議し、筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に申請するものとする。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を審査の上、筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付決定通知書（様式第2号）又は筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第8条 前条の規定により補助金交付の決定を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、申請の内容を変更しようとするときは、筑紫野市雨水貯留タンク設置変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

第17編 公営企業（筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱）

2 前項の規定により変更承認申請書が提出された場合、市長は筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助金の交付決定を変更することができる。

（申請の取下げ）

第9条 補助対象者は、補助金交付申請を取り下げようとするときは、筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付申請取下書（様式第6号）により申請の取下げをすることができる。

（設置の完了報告）

第10条 補助対象者は、設置が完了したときは、速やかに、必要書類を添えて筑紫野市雨水貯留タンク設置完了報告書（様式第7号）を市長に提出し、検査を受けるものとする。

（補助金の確定）

第11条 市長は、前条の完了報告があったときは、遅滞なく、雨水貯留タンク設置の完了検査を実施し、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第8号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の補助金額確定通知を受けたものは、請求書（様式第9号）により、補助金の交付を請求することができる。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (3) この要綱又は市長が付した交付要件に違反したとき。

（施設の管理）

第14条 雨水貯留タンクの所有者又は使用者は、施設が廃止されない限りにおいて、常に良好な状態に維持管理しなければならない。

2 雨水貯留タンクの所有者又は使用者は、市長から使用状況等の調査の要求がある場合は、協力するものとする。

第17編 公営企業（筑紫野市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱）

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。